

高浜市教育大綱

大綱策定の趣旨

高浜市では、平成23年度よりまちづくりの設計図である「第6次高浜市総合計画」がスタートし、教育分野においては、基本目標「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」を掲げました。

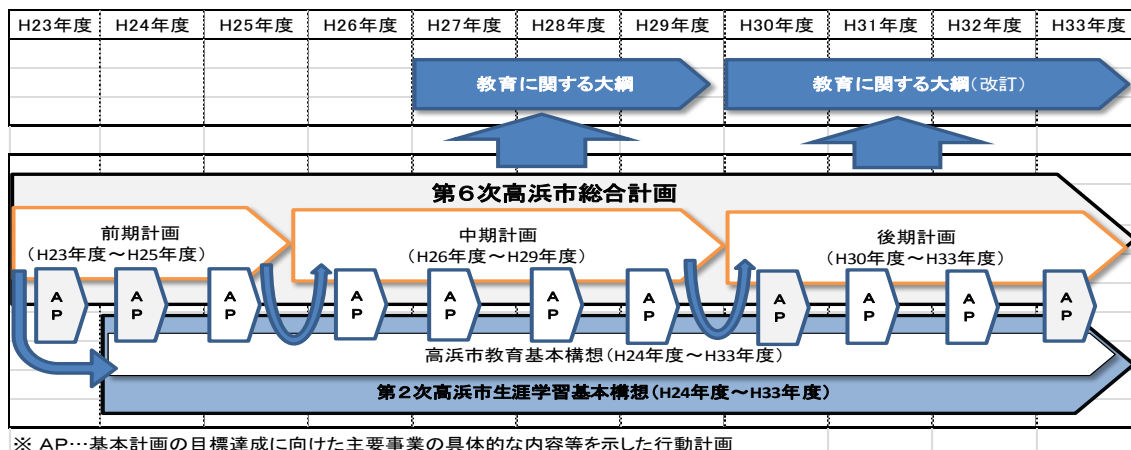
そして、この基本目標を受け、平成24年度より教育分野を包括する「第2次高浜市生涯学習基本構想」がスタートし、高浜市が目指す生涯学習の姿として「子どもを『まなびの根っこ』に据え、『ひとづくり』が『まちづくり』へとつながる『まなび』と行動が循環しあう生涯学習」を掲げています。そのため、特に、次の時代のまちづくりを担う“人財”である子どもたちを、学校・家庭を含めた地域全体で大樹に育てることに焦点を当てた施策を継続して展開しています。

さらに、第2次高浜市生涯学習基本構想を基盤とする「高浜市教育基本構想」では、「高浜を愛し、高浜の良さを学んで、高浜でたくましく生きる未来市民の育成」をビジョンとした教育行政の運営に取り組んでいます。

一方で、いじめ・不登校など、児童生徒の問題行動は依然として憂慮すべき課題となっています。原因はそれぞれ個別の要因に起因し、その原因をしっかりと見極めて対応することが重要で、学校を始め関係機関においても、問題解決のためにさまざまな取組を行っているところです。しかし、何よりも大切なことは、児童・生徒のわずかな変化をいち早く察知し、より良い対策を講ずることです。そのためには、初期の段階で、発見、情報伝達、対策が図られるよう、日頃から学校・家庭・地域の人たちとの結びつきと信頼関係が存在しなければなりません。

そこで、幼稚園・保育園、小学校、中学校といった異校種間の「タテのつながり」と、園、学校、家庭、地域といった「ヨコのつながり」を密にし、次世代を担う子どもたちを力を合わせて育てていくため、「高浜市教育大綱」を策定します。

大綱の期間



大綱の基本目標

学校・家庭・地域が連携を深め、12年間の学びや育ちをつなげます

基本施策

1 異校種間連携推進

(1) 施策の必要性

- ・ 小学校や中学校への進学時にとまどいを感じる「小1プロブレム」「中1ギャップ」の軽減を図るためには、幼稚園・保育園、小学校、中学校といった異校種間のタテのつながりを密にして、子どもたち同士の交流を活発に行うとともに、全ての幼・保、小、中教職員が現場をふまえた情報交換を行い、個々の子どもの側に立って、「12年間の学びと育ちを切れ目なくつなぐ」という意識向上と実践が重要です。
- ・ 年長、小1、小6、中1を担当する教職員以外の教職員の意識を高め、高浜市の特徴的な取組として定着させていく必要があります。

(2) 具体的な取組

- ① 幼稚園・保育園、小学校、中学校の垣根を越えて、教職員同士が現場をふまえた情報交換を密にするとともに、子どもたちの交流を行うなど、発達段階に応じた教育を実践します。
 - ・ 「中1ギャップ」に関する実態調査の実施、結果分析
 - ・ 異校種参観の実施（年長・小1・小6・中1担任及び希望する教職員）
 - ・ 異校種間連携事業の実施

2 高浜カリキュラム推進

(1) 施策の必要性

- ・ 高浜市における教育財産や教育資源の共有と活用を図り、高浜市としての一体感を醸成させていくためには、取り上げる内容について一定の指針を持ち、全ての幼稚園・保育園、小学校、中学校でねらいの統一化を図る必要があります。

(2) 具体的な取組

- ① 各園・各学校の特色や高浜市のまちの資源（ひと・もの・こと*）を活かした「高浜カリキュラム（生活・総合的な学習の時間）」を市内全園・全校で実施します。

*「こと」…文化・伝統・催し・情報など

- ・ これまでの年少「食育」、小3「福祉」、小4「環境」、中1「キャリア教育」を継続実践及び必要な見直し・改善
- ・ 平成27年度より、新たに、年中「食育」、小1「生活」、小5「安全・防犯」、中2「キャリア教育」を実践及び必要な見直し・改善

3 めざす子ども像の推進

(1) 施策の必要性

- ・ 子どもたちの「生きる力」（確かな学力、豊かな人間性、健やかな体）の基盤である生活習慣や学習習慣を、学校・家庭・地域が相互に連携して社会全体で教育していくためには、各校・各園・家庭・地域の共通の観点や教育指針が必要です。
- ・ 子どもたちが好ましい人間関係を築き、心健やかに成長できるよう、いじめ・不登校を生まない土壌づくりに取り組むことが重要です。

(2) 具体的な取組

- ① 高浜市として育てていきたい子どもの姿を策定し、地域ぐるみで子どもの成長を見守り、手助けする教育基盤づくりを進めます。

- ・ 啓発用カレンダーを、園児、児童、生徒の各家庭や関係機関に配布する。
- ・ 5月と12月をあいさつ強調月間として、各園・各校であいさつ運動を行う。
- ・ 7月と10月を読書強調月間として、市立図書館と連携し、推進キャンペーンを実施する。

- ② いじめ・不登校を生まない土壌づくりを目指し、各園・各校を中心として地域・学校等の特性を把握しながら、いじめの未然防止に取り組みます。
- ・ 互いを認め合える学校風土を常に意識しながら、いじめを許さない、見過ごさない体制づくりに努める。
 - ・ 園児、児童、生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む心の居場所づくりを推進する。
 - ・ 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる人権教育・道徳教育の充実を図る。
- ③ 高浜市では、これまで地域の人びとや各種団体の方々などがさまざまな形で、学校運営や教育活動にご協力をいただきながら、子どもたちの教育環境の充実に取り組んできています。学区の地域の人々を「学校地域応援団（仮称）」と見立て、引き続き教育支援活動への協力をいただきながら、学校を核とした地域づくりを進めていきます。
- ※ めざす子ども像とは、礼儀正しく、地域に誇りを持ち、真摯に学習して、読書に親しむ子どもの姿です。

施策に関する指標

指標内容	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成29年度)
① 学校が好きと感じている子どもの割合	82%	85%
② 学習に積極的に取り組む子どもの割合	69%	75%

[参考資料] 根拠法令

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 [平成26年6月20日改正]

(大綱の策定等)

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○ 教育基本法 [平成18年12月22日法律第120号]

(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。